

令和2年5月25日
一般社団法人 日本橋梁建設協会

当協会における新型コロナウイルスに関する対応について（第五報）

当協会では令和2年4月8日より新型コロナウイルス感染症対策の一環として、連絡員を除き、在宅勤務を基本とする臨時の業務執行体制を敷いてまいりましたが、本日の5都道県に係る緊急事態宣言の解除を踏まえ、5月26日（火）より、出勤を基本とする業務執行体制へ移行するとともに、当面業務の状況を勘案しつつ、可能な範囲で時差出勤やテレワークを併用していくことといたしました。

つきましては、時差出勤、テレワークの実施状況により、担当職員が不在の際はご不便・ご迷惑をおかけしますが、連絡体制には万全を期して参りますので、何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上